

紙を開く機関組合を伝える真実

かいな

JMITU(日本金属製造
情報通信労働組合)
日本アイビーエム支部

東京都港区赤坂2丁目20の6
川瀬ビル5F 〒107-0052
TEL : 03-3583-9037
FAX : 03-5562-0853

定価 月 500円

パワハラ降格裁判 状況報告

パワハラ降格裁判の第4回口頭弁論が6月29日に行われましたので、以下に報告します。

この間の経過

昨年11月に提訴してから2月に第2回口頭弁論があり、同時に多くのメディア取材がありました。

3月に入ってから第3回口頭弁論のあと、緊急事態宣言の影響を受けて全ての裁判がストップするという状況になりました。

裁判のポイント

会社側は裁判において、原告の1人について降格裁判とパワハラ賃下げ裁判との減額分の切り分けができていないなどとし



て、二重起訴だと主張。この裁判がなかなか進まないよう進行妨害を行っている。しかし、裁判長からはその問題は置いておいて、降格理由については肅々と進めて行きたい、ということが指示されました。

会社側答弁に対する組合側の反論として、不当評価や、「退職勧奨が親身なアドバイスであった」などという点に対する反論として「PIPによってアドバイスを提供した」などとする会社主張への反論を前回提出していたので、今回は会社側からの反論を確認することになりました。

会社側の主張は抽象的であり、組合側の具体的な事実でどう反論していくかがポイントでした。降格の理由として会社が示した「手順書に従わないう」という主張に対し、組合側弁護士から「手順書はあるのか」と問いただしたところ、「手順書は無い」と裁判長の前で会社側弁護士が言い切る

一幕もありました。今後の期日としては、第五回口頭弁論が8月27日木曜日15時から、東京地裁527号法廷で行われます。多数の傍聴をお願いいたします。

全労連総行動も始動

梅雨の中、7月8日に全労連争議支援総行動が行われました(写真上)。このコロナ禍の中久し振りの行動でしたが、大勢の支援者が集まり、いつもと変わらない行動でした。ただ一つ違うのは皆さんがマスクをしているということぐらいです。久し振りの行動と、裁判が動き出したことで、争議団の意気込みがいつもより増していたように感じました。

同時に東京地裁と都労委へ要請行動も実施しました。パワハラ降格裁判と再雇用賃金差別裁判の原告がそれぞれの実情を説明し、公正な判決を求めました。今後も他の争議団と連帯しながら勝利目指して闘っていきます。

裁判・労働委員会スケジュール

以下に今後のスケジュールをお知らせします。

パワハラ賃下げ裁判	7/29(水)15:00～進行協議	東京地裁民事19部
パワハラ降格裁判	8/27(木)15:00～	東京地裁527号法廷
A I 不当労働行為事件	9/08(火)10:30～	都庁第1庁舎38階
定年後再雇用賃金差別裁判	10/1(木)16:00～	東京地裁510号法廷

障害者手帳保持者が利用できる「パワハラ」
「障害福祉サービス」がある

▼最も便利なサービスとしては、ホームヘルパーに自宅に来てもらい、掃除や料理といった生活援助のサービスを受けることができる。このサービスは、自己負担が1割で利用できる。障害者手帳保持者だけでなく、難病医療費助成制度を利用している患者でもこの制度を利用することができる。▼介護保険制度を利用している家族がいる場合でも、障害者手帳を保持している場合には、積極的に障害者手帳を取得して、利用可能な福祉サービスを最大限利用するようにしたい。(YM)

コロナ禍の今こそ 9・1賃上げで団結を

パワハラ賃下げに對抗

9月1日は日本IBMの賃上げ日です。しかし従業員がおとなしくしている原状では賃上げに期待できません。前号で伝えした通り、この14年間で従業員の平均賃金は50代平均で200万円も下降し、このまま行けば10年後にはさらに100万円も下降してしまうことが分かっています。

今夏のボーナス結果についても下表の通り日本IBMの一般職平均80万円はもはやJMITU主要企業の中に入らない水準となつてしまいました。コロナ禍で在宅勤務が広がり、従業員一人ひとりが孤立しがちです。しかし、今だからこそ、労働組合に団結し、集团的労使交渉のパワーで大幅賃上げとボーナス増加を勝ち取るべきです。

もうひとつ従業員の賃

金アップの重しとなっているのが「パワハラ賃下げ」です。「業績が期待に達しなかった」という理由で賃下げされる、道理も何も無い賃下げです。賃下げされるまでに「パワハラ低評価」、「パワハラPIP」、「パワハラ賃下げ」という順で狙った人を囲い込みます。

会社は特定の個人に対する賃下げの根拠を、2010年3月付で改定された就業規則の格付規定第6条3項「業績が職務内容に対して著しく低い」と判断された場合は、本給、賞与基準額、本俸および定期俸基準額を減額することがある」という条項にのっています。しかし、この内容は会

社がフリーハンドで一方的に不利益変更を従業員に強いることができるもので、賃金減額基準や減額幅の規程も無く、まったく不合理な変更です。しかも労働組合との協議も十分にしないまま強行改定されました。これは労働契約法10条違反になります。

パワハラ賃下げについては裁判で賃金を取り戻す道が開かれています。労働組合が主導して現在は第3次裁判が行われています。これまでに第1次裁判から通算してのべ48人が参加しています。

今年の賃上げ要求

会社これまでの10年以上にわたる総人件費削減の是正をさせるため、今年の春闘要求では一般職平均5万円の本給(本

JMITU主要各社夏ボーナス結果

会社	一般職平均	月数
アドバンテスト	1,290,800	4.00
リオン	980,000	3.04
リガク	950,000	2.77
東洋精機	925,000	2.72
田中化学	899,937	2.50
レオン自動車	877,240	2.60
NTTデータ	873,000	—
芝浦電子	856,716	3.10
村松フルート	842,274	2.70
関西エンジニア	820,000	2.07
自動車精工	819,580	2.74
河合連合	815,534	2.55

俸)の賃上げを要求しています。本給の賃上げがされると同時に賞与基準額も上がりますが、賞与基準額も平均で40万円の引き上げを要求しています。

コロナ関連手当

これまでにご紹介している通り、組合は会社にある在宅勤務手当、在宅勤務整備手当、危険手当を要求しています。6月26日の団体交渉では会社は「検討中」としか回答していません。

その一方で、通勤費のほうは7月から平均して週3日以上かつ2ヶ月を超えて通勤する予定の無い人は通勤停止の処理をするよう会社が発表しました。通勤停止処理をすれば、残りの通勤定期代分の返納を求められる可能性があります。しかし、今回のコロナ禍による通勤停止は本人の責任ではありません。通勤停止処理に伴う通勤費の返金分まで求めるのは、やりすぎと言えます。そもそも通勤費は一旦賃金として支払われたものです。本人の責ではない返金は求めるべきではありません。





緊急事態宣言解除で自
粛が解けた七月の週末。
早朝から、組合のレクリ
エーションですだて遊び
をするために、千葉県の

大人も子供も歓声 すだて遊びを満喫

漁港を訪問しました。
「すだて」は東京湾独
特の伝統漁法です。一匹
でも魚が獲れるだろうか？
などと考えながら漁船の

船頭さんから渡された
網を持ってすだての中へ
入ります。相変わらず水
は濁っており、海中がど
うなっているのかよくわ
かりません。足元を何か

干潟といえ、まだ海水
の残る海の中を歩くのは
妙な気分です。胴長も貸
してくれたのは助かりま
した。

密にならないよう工夫し
ながら一艘に乗り、モー
ターがうなりをあげて船
が進み始めました。海ほ
たるが近くに見える場所
まで来たら錨を下ろして
停泊です。濁って底のよ
く見えない海の中へそろ
りと片足ずつ入っていき
ます。

出航を待っていると、雲
間から太陽が顔を覗かせ、
一気に晴れてきました。
何だか今日の魚獲りがう
まくいきそうです。

恐る恐るすだての中へ

が勢いよくすり抜けまし
た。魚か？「獲れた獲れ
た！」海面から顔を上げ
ると参加者の方が魚の入っ
た網を嬉しそうに持って
いました。大きな魚です。
「これは鯛だね」すだて
遊びの常連さんが教えて
くれました。

東京湾でも魚が獲れる
とテレビで知ってしまし
たが、私にとって魚とい
えば、漁師さんが遠出し
て獲ったのをスーパーで
買って食べるのが普通で
した。イメージに反して、
私の網にも様々な種類の
魚が入ってきます。大漁
です。簡易的に設置され
た生け簀の中も魚でどん

「もういないね」そう
言って、今度は皆が潮干
狩りに繰り出します。熊
手や網も貸してくれます。
私も移動しようとした
その時「まだまだ獲るぞ」
とすだての中に残ってい
る人の姿がありました。
先ほど大きな鯛を取った
子供達でした。友人同士

あちこちから歓声

組合なんでも相談窓口			
事業所名	職 場 名	氏名	電話番号
本 社	TSDL・ISEL・System技術	大岡 義久	712-5175
本 社	GTS・ビジネスオペレーションズ	杉野 憲作	205-6550
大宮西	GTS・TSS・クロスエリアデリバリー	佐久間康晴	209-8019
名古屋	GTS・中部第二SOLサービス	板倉 浩	205-2205
大 阪	GFS・西日本グリーンファシリティSVC	山本 茂秋	505-5420
大 阪	GTS・TSS・Sol&DeIPRJ推進	河本 公彦	205-5204
事務所 連絡先	TEL 03-3583-9037(月-金 13-16時) FAX 03-5562-0853 メール kumiai@jmitu-ibm.org http://www.jmitu-ibm.org/		
注) 上記窓口は事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ			
法律相談	労働問題・民事一般相談受付（要予約）		
東京法律 事務所	弁護士 水口洋介、今泉義竜、本田伊孝	http://tokyolaw.gr.jp/ 東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル TEL 03-3355-0611(代)	
旬報法律 事務所	弁護士 大熊政一、山内一浩、並木陽介、細永貴子	http://junpo.org/ 東京都千代田区有楽町1-6-8松井ビル 受付7F TEL 03-3380-5311(代)	
桜木町 法律事務所	弁護士 岡田 尚	横浜市中央区山下町207-2 関内JSビル6階 TEL 045-212-1503	
ほづみ 法律事務所	弁護士 穂積匡史	http://hozumi-shinyuri.jp/ TEL 044-959-3550 川崎市麻生区上麻生1-6-1 かわしん新百合ヶ丘ビル305号	

4100人の人員枠はあるのか IJDs発足説明会で残る疑問

7月1日に発足した日
本アイ・ビー・エムデジ
タルサービス(IJDs)
は、資本金1億円、組合
推定で4100人の従業員
を擁し、箱崎本社をは
じめ全国で16事業所、す
なわち北海道5・大阪2・
沖縄2・幕張・横浜北・
仙台・名古屋・京都・福
岡がある巨大会社です。
合併前のISCIJは、
主に製造系システムの管
轄、ISOLは、金融系
システムの管轄、IBI
Tは、金融系データセン
ターの運用・保守を強み
にしてきました。

抽象的な会社説明に終始

今後、会社が言う「コン
ソリデーション」によ
り人員削減があるのか、
要注意です。
IJDs発足説明会
新会社発足と同日に説
明会が開催されました。
オープンングスピーチで

は、旧会社のなりわいや
強み、デジタル変革(D
X)についての説明があ
り、次にIJDs井上裕
美社長のスピーチ、続け
てゲストとして日本IB
M山口明夫社長のスピー
チが行われました。

従業員の不安な声

説明会での内容は、I
JDsのホームページに
公開されている一般的
内容と同じです。そのた
め、説明会に参加した社
員からは、「実質的な変
化点が見えない」「3社
の強みを活かしたシナジ
ー効果やデジタル変革な
どのフレイズばかりが飛
び交い、新会社が行うこ
とが不明」「もっと具体
的に、過去こうだった
が、これからこうなる、
等の前向きなビフォー・
アフターについての説
明がほしかった」など
の声が寄せられています。

人員枠があるのか

日本IBMでは、従来
から、新しい縦割り組
織を作り、その度にリス
トが繰り返行われてき
ました。事業部をまたぐ
異動は難しいため、例
えば、その事業部の仕事
が少なくなれば「あなた
に

TSS部門のCE 120人が出向から帰任

2018年8月1日に、
GTS事業本部のTSS
(テクノロジ・サポー
ト・サービス)事業部門
でCEの半数にあたる約
300人が100%子会
社TSOL(日本アイ・
ビー・エムテクノカル・
ソリューション)に出向
しました。

本当の出向の目的は何か

会社は、「出向期間は
2年を予定しています」
としていましたが、予定
より少し早く、今年6月
1日と7月1日付で、約
120人も人数が日本
IBMに帰任しました。

今回以前にも、出向し
て間がない時期に帰任
命を受けるCEもおり、
本当に必要な出向だった
のか、その目的を疑う声
が上がっていました。

目指し、全国のカバレッ
ジを担当、MVSフアイ
ストのデリバリー組織と
していきます」としてい
ましたが、本当の目的は
他にあったのではないかと
疑問の声が上がってい
ます。

新たな問題が発生

出向が始まった201
8年から多くのローカル
事業所の閉鎖が行われ、
それが深い傷跡を残して
います。これらを拠点に
していたCEは、そこが
生活の拠点でもあったた
め、移動距離が遠くなる
事業所への統合を強い
られ、仕方なくホームオフ
イス勤務形態に変更せざる
を得なくなったり、広範
囲のエリアを担当するよ
うになっています。

同時に、サービス・パー
トナー削減も行われてお
り、内製化に伴ってマル
チベンダー保守などで過
重労働になっているのが
実態です。

まだ帰任見込みのない
方、働き方に問題のある
方、ご相談ください。